

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466

ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466

東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673

長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【天下第一と称される桜がある高遠城】

4月

193

- ・ 所長より 「世界恐慌に備えて」…………… P 1
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策が講じられています！… P 4
- ・ 中小企業も他人事ではない!? 電子申告・申請の義務化… P 11
- ・ 【会社法シリーズ】株主総会の重要性…………… P 13
- ・ 新入職員の紹介…………… P 14
- ・ 事務所カレンダー ・ 確定申告期限延長のお知らせ…………… P 15



「ニューヨークとパリから人影が消えて」... 新聞の見出しの一つですが、まさかの展開が始まっています。世界中が自宅待機を促し、人々の移動を禁止し、中国が収まったと思ったら、イタリア・スペイン・アメリカへ飛び火し、さらにインドそしてアフリカ・中南米へ移り始めました。これらの国へ伝播した場合、医療体制の脆弱さから大きな社会問題となり、世界の支援がなければ沈静化しないでしょうが、それまでに先進国の隔離制度が終焉してないと大変なことになりそうです。

日本でも集会等の自粛要請が伸び、そこに金融危機で株価の世界最速での下落が始まりました。

さらに、オリンピックも1年の延期が確定し、首都圏封鎖のうわさが飛び交い、終息はいつになるかわかりません。3.11と同じように軽井沢に首都圏から別荘族が避難をし始めていることがスーパーなどでの売上増で読み取れます。

また、有効な対処医療も見えず、さらに暖かくなれば収まるものでもないという厄介な代物です。薬が開発されるであろう半年以上先でないと、終息は視えないと思われます。

医療の問題であれば冷静に嵐が過ぎるのを待てば良かったのですが、ことは経済の問題に完全に移行したと言えると思います。また、「不況ではなく恐慌」と言われるのは、深刻ないくつかの経済環境が背景にあるからです。

1. 原油戦争

10年前のリーマンショックの克服に一番貢献したのは、オイルマネーの投資への供給と、中国の内需拡大だったと言われています。



今回の原油価格の急落は、1991年の湾岸線戦争以来のことであり、これによりオイルマネーの投資市場からの急速な資金引き揚げがはじまりました。そして、世界最速の株価急落の原因になりました。この原油戦争については、複雑な様相を呈していますが、主な原因は、

ロシアが米国シェール産業業界を標的に

「ロシアは米国を世界一の産油国に押し上げたシェール産業業界を殺そうとしている」とのIEA = 国際エネルギー機関の事務局長の発言にあるとおり、採算コストの高い米シェール業界は、現在の価格では大幅な赤字となり、社債などで調達している資金繰りができなくなり、軒並み倒産状態に陥るとのこと。

また、この背景には、世界最大の埋蔵量を持つベネズエラの反米政権に対するロシアの支援とこれへの米の制裁措置など、今後の原油世界戦略が背景にあるようです。

サウジが引き金を引いた対ロシアの価格戦争

石油輸出機構 = OPECの、新型コロナウイルスによる世界的な石油の需要減退に対応しての自主的な減産体制に対して、今まで同調していたロシアはこれ以上のシェア低下を防ぐことやの理由もあり減産体制に同意せず、協調体制を崩壊させました。

サウジはロシアに比べて経済や財政で耐久力があるため、ムハンマド王子は「ロシアに思い知らせてやれ」とばかりに増産計画を公表、中東各国もこれに同調し、まさに需要減退期に増産という真逆の状態が始まりました。原油価格が下がることは消費者にとっては良いことではあるが、「航空各社がいつまで倒産せずに持ち堪えられるか？」各国政府が支援策を出すか？」

といった状況ではあるが、早期にオイルマネーが世界の投資に戻り、血液が流れ始め、世界恐慌が回避、軽減されることを期待したいと思います。

2 . 訪れた世界金融危機

コロナショック前から、世界の各国の合計はGDPの4倍の対外債務となっており、中国・米をはじめ、新興国までが借金漬けとなっていました。これに米中貿易戦争とサウジ・ロシア・米の原油戦争の2つが重なり、「世界金融危機は起きるか？」ではなく、「いつ起きるか」が経済評論家の話題でした。したがって、コロナショックはその引き金を引いてしまったようです。

今起きている現象としては、

- (1) レバノンの国債のデフォルト (対外債務が多い)
- (2) 再発したトルコの通貨下落と経済危機 (トルコリラ 16.86円 2か月で13%下落)
- (3) ドイツ銀行の金利が高くリスクが高いC o C o債 (偶発転換社債) での 12.5 億ドル (1,315 億円) の返済のない永久債への転換
これは事実上のデフォルトです (4月30日の予定)
- (4) インドの経済危機
- (5) 新興国通貨のほぼ全部の下落

参考: 楽天証券 HP ブラジルリアル/円(BRL/JPY) 為替レート

<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/market/data/brl.html>



米ドルの海外投資が新興国から引き揚げているため、新興国が財政危機、経済危機、通貨危機になります (吉田繁治メールマガジンより)。まさに世界的恐慌の始まりです。

3 . 日本の消費税不況

消費税増税後の昨年のGDPはなんとマイナス7.1%の下落でした。

過去2回の増税を上回る大幅な経済の停滞であり、やはり消費の都度10%という加算税と同じ罰金?は消費意欲を大きく減退させました。自民党の一部では、消費税減税をすべきとの動きがありますが、安部政権は採用しない方向です。

すべての先行指数が大きくマイナスとなっており、特に設備投資と工作機械の受注額の大幅な減少は、日本が景気後退期に入ったことを端的に表していました。事実、製造業では昨年12月頃からリーマンショック以来の受注減で、人手不足が自然に解消されたといわれていました。

そこにコロナショックでした。飲食・旅館などをはじめとして前年比マイナス7~9割というところが続出です。小売、サービス業の手元流動性(現預金)はせいぜい2ヶ月です。私は、3ヶ月は持つようにと発言してきましたが、逆にいうと3ヶ月の売上金を持っているところはほとんどないと言っていいと思います。

4 . 新型コロナショックに備えた対策を

経済産業省のHPにあるパンフレットは日々更新されていますので、是非、定期的にHPで確認いただきながら、当面は下記の対策を検討いただきたいと思います。

金融対応 ... 「借金は借金」といわずに、いらなければ返せばいいのですから早期に申し込みをしていただくことです。対応は早い者勝ちです。金利の無利息制度もあります。

この制度を利用して、是非、手元流動性を売上の3ヶ月は確保して危機を乗り越りたいものです。なお、5年の据置期間がありますので、実質無利息融資に切り換えて行く戦略も考えられます。阪神淡路大震災の時には据置10年という制度資金もありました。今回も可能性はあると思います。今は政策公庫・商工中金ですが、民間金融機関でも始まるということです。

雇用調整助成金 ... 休業計画を立てて早めに申し込みを行うことも大切です。しかも今回は計画の提出は事後でもいいとのこと。顧問の社労士等に相談ください。雇用の確保がまずは大切な経営者の使命です。

役員報酬の見直し ... 定期同額制度で期中の減額は損金不算入となりますが、今回は例外的な場合として容認されます。是非、検討をしてください。特に4月からは算定基礎届の期間でもあります。すでに派遣切りが始まっているような業種では、社員にも3ヶ月程度の給与のカットをお願いする場面があるかもしれません。その場合には率先垂範が必要です。

家賃・地代の見直し ... 売上げが急減しているときです。痛みを分かち合っていただくためにはとりあえず3ヶ月程度の期間の売上減少割出と同等の減額要請を依頼してみてもいかがでしょうか？

固定資産税の納税延期 ... 売上の減額等の条件が付くとは思いますが、減額制度ができそうです。ただ、資金負担を国が制度化していただくのが市町村の条件ではあると思いますので時間がかかりそうです。とりあえず1年間の延納を申請することです。

その他の税金 ... 法人税・消費税等・社会保険料などが、売上20%減で1年間猶予される制度が整備されつつあります。更には公共料金についても延納制度はできています。ただ、利用するかはいつ払えるのかの見極めをしながら注意深く検討することが必要です。最悪の場合にこういった未払いがあると自己破産しか選択肢がなくなる危険性もあります。

助け合いを ... 特に消費が落ち込んでいる飲食・旅館などぜひ少人数でもご利用をいただき助け合いをしましょう。新型コロナ戦争を、協力しあいながら、痛みを分かち合い、毅然として勝ち抜きましょう。





．新型コロナウイルス感染症に関する 支援策が講じられています！

令和元年 12 月以降、中国湖北省武漢市を中心に新型コロナウイルス感染症の発生が複数報告されて以来、世界各地、日本国内でも患者発生報告が相次いでいます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、またご遺族の皆様にご哀悼の意を表するとともに、罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。

当事務所関与先の皆さまにおかれましても、多大な影響を受け、大変な状況の方も多いことと拝察致しますが、ご自愛のほどお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大による外国人観光客の減少、各種イベントの中止等により、経済に大きな影響が生じていることから、企業への影響を緩和し、支援するための総合的な支援策が講じられていますので、先日の臨時号に続き、本稿にて、情報提供をさせていただきます。



1．新型コロナウイルスに関する補助金・助成金

(1) 雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものですが、その支給要件を緩和する特例措置が講じられました。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由とは・・・？】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ・国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合
- ・風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合

【特例措置の内容】

<p>助成内容 (一般特例措置)</p>	<p>助成率：中小企業 2 / 3、大企業 1 / 2 (1 人 1 日あたり 8,330 円) 緊急事態宣言が出ている地域は加算あり 教育訓練実施による加算額：1 人 1 日当たり 1,200 円 支給限度日数：1 年間で 100 日 (3 年間で 150 日)</p>
<p>助成内容 (緊急特例措置)</p> <p>令和 2 年 3 月 28 日 発表</p>	<p>令和 2 年 4 月 1 日 ~ 6 月 30 日を緊急対応期間とし、全国で特例措置を実施 助成率：中小企業 4 / 5、大企業 2 / 3 解雇等を行わない場合は、中小企業 9 / 10、大企業 4 / 5 教育訓練実施による加算額：1 人 1 日当たり 1,200 円 教育訓練の内容に応じて、加算額を上げる措置を別途講じる 支給限度日数：1 年間で 100 日 (3 年間で 150 日) + 上記緊急対応期間 その他、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務</p>

	処理体制の強化・手続きの簡素化も行うこととされています。
特例措置適用の要件	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（下記指標要件を満たす） 生産指標が1ヶ月10%以上低下（緊急対応期間中は1ヶ月5%以上低下） 観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。 休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合
留意点	支給限度日数（1年間で100日）の考え方については、単純に休業させた日数をカウントするのではなく、 <u>休業等の延べ日数（休業人数×休業日数）を、休業等を実施する事業所の労働者のうち本助成金の対象となり得る対象労働者（被保険者）の人数で除して得た日数を用います。</u>

【通常の措置との比較】

	通常	新型コロナウイルス特例措置
企業の雇用保険の加入	必要	必要
対象事業主	1年を超えて事業をおこなっている事業主	令和2年1月24日までに事業を開始した事業主
対象者	自社の雇用保険の被保険者期間が6ヶ月以上ある者	自社の雇用保険加入者 （加入期間要件の撤廃） 緊急事態宣言が出ている地域： 全従業員（雇用保険被保険者以外も可）
助成率 （休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額に乗じる率）	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2 緊急事態宣言が出ている地域 中小企業：4/5 大企業：2/3 緊急特例（4月1日～6月30日） 中小企業：4/5（無解雇 9/10） 大企業：1/2（無解雇 3/4）
雇用者の増加	最近3ヶ月の平均と前年同期と比較して10%を超えかつ4人以上（大企業：5%を超えかつ6人以上）増加していないこと	なし （雇用者増加の場合も適用可）
助成対象期間	1年間	1年間
支給限度日数	年間100日（3年間で150日）	年間100日（3年間で150日）
特例措置期間	なし	休業の初日が 令和2年1月24日～7月23日
初回の計画の提出期限	休業初日の2週間前	休業後の事後提出が可能（ただし、 令和2年6月30日までに提出が必要 ） 緊急特例により5月31日から1ヶ月延長
生産指標要件	直近3ヶ月と前年同期と比較して売上や生産量などが10%以上減少	以下のいずれかで売上や生産量などが10%以上減少 計画書提出日の前月と前年同期と比較（1ヶ月のみの比較に短縮） 前年同期がないときは、令和元年12月と比較

		緊急事態宣言が出ている地域： 売上や生産量などが10%以上減少 の要件なし（満たすものとみなす） 緊急対応期間中： 売上や生産量などが5%以上減少
クーリング期間	1年のクーリング期間が必要	なし（クーリング期間の撤廃）

クーリング期間とは、1つの対象期間の満了後、引き続き助成金を受給する場合、その満了の日の翌日から起算して1年間以上空けないといけない期間のことをいいます。

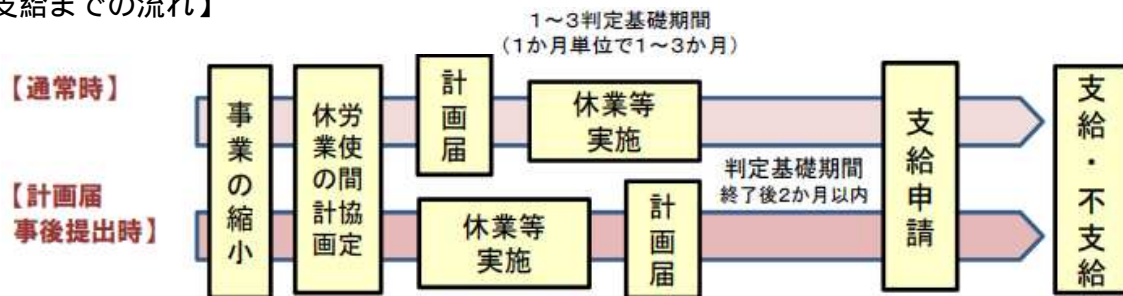
【受給手続の留意点】

- ・事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。

判定基礎期間とは、計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。

- ・事後提出する休業等については、計画届と支給申請書類を1度にまとめて提出することも可能です。
- ・事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前を目途に、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい。
原則、2週間前ですが、書類が整っていれば前日でも受理可能です。
- ・事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2ヶ月以内です。

【支給までの流れ】



出典：厚生省HP

【初回の計画届時に必要な書類（休業の場合）】

教育訓練、出向の場合は労働局にご確認下さい。

必要書類	記載事項・必要事項
労使協定書	労働者代表確認書類(委任状など)、休業協定書を添付
休業等実施計画届	休業予定日(通常の休日以外に)、規模等を記載
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症用)	事業縮小の状況を記載
事業所の状況に関する書類	・生産指標(純売上高等)の分かる書類 ・所定労働日、時間や賃金制度等の分かる書類等

(2) 時間外労働等改善助成金

本年度の時間外労働等改善助成金については、助成金の受付を既に終了していますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務であるため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、特例コースの申請受付が開始されました。

	テレワークの特例コース	職場意識改善の特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主
助成対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク用機器の導入、運用 パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外 ・就業規則、労使協定の作成、変更 ・労務管理者、労働者に対する研修 ・外部専門家によるコンサルティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新等
要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
事業実施期間	令和2年2月17日～令和2年5月31日	
対象経費	謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費
支給額	対象経費の合計額 × 1/2 1企業当たりの上限額：100万円	対象経費の合計額 × 3/4 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成(上限額：50万円)

(3) 小学校休業等対応助成金

小学校等の臨時休業により子どもの世話が必要となる保護者(労働者)が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度が創設されました。

小学校等とは、小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等をいいます。

助成の要件	<p>又は の子の世話をを行うことが必要となった労働者(非正規雇用を含む全ての労働者)に対し、<u>有給の休暇</u>を取得させた事業主</p> <p>臨時休業した小学校等に通う子</p> <p>風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子</p>
助成額	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 (日額上限：8,330円)
適用対象	令和2年2月27日から6月30日(3月31日から延長)までに取得した休暇
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・有給の休暇は、<u>労働基準法に定める年次有給休暇とは別である必要があります。</u>ただし、就業規則改定による新たな休暇制度の導入を求めるものではありません。 ・支払う賃金は年次有給休暇の場合と同等のものであるとし、助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。 ・臨時休業とは、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、 小学校等が臨時休業した場合 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合 が対象となります。 保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外 ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象

また、企業に就業されている方以外で、個人で就業する予定であった場合や業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けている場合（個人事業主）にも、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている場合には、就業できなかった日について、1日当たり4,100円の支給を受けることが可能です。

2. 新型コロナウイルスに関する融資・資金繰り支援

(1) 無利子・無担保融資

下記の新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資に特別利子補給制度を併用すること（利率引下げと利子補給の併用）で実質的に無利子融資が受けられます。

新型コロナウイルス感染症特別融資及び危機対応融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付とは、日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、別枠で融資を行う制度です。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げが実施されます。

また、危機対応融資は、商工組合中央金庫による融資制度で、同様の融資が受けられます。

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の は のいずれかに該当する者 直近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、直近1ヶ月の売上高が、次のい ずれかと比較して5%以上減少している者 a. 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b. 令和元年12月の売上高 c. 令和元年10月～12月の売上高平均額 新型コロナウイルス感染症特別貸付、危機対応融資共に同要件です。	
資金用途	運転資金、設備資金	
貸付限度額	新型コロナウイルス感染症特 別貸付（公庫）	中小企業事業 3億円（無担保） 国民生活事業 6,000万円（無担保）
	危機対応融資（商工中金）	3億円（無担保）
貸付期間	設備資金20年以内、運転資金15年以内	
据置期間	5年以内	
貸付利率	当初3年間は基準金利 0.9%（ 利下げ限度額あり） 4年目以降は基準金利	
	新型コロナウイルス感染症特 別貸付（公庫）	中小企業事業 1.11% 0.21%へ引下げ 国民生活事業 1.36% 0.46%へ引下げ
	危機対応融資（商工中金）	1.11% 0.21%へ引下げ
取扱期間	新型コロナウイルス感染症 特別貸付（公庫）	令和2年3月17日より制度適用開始 1月29日以降に借入を行った場合も、要件に合致す る場合は遡及適用が可能
	危機対応融資（商工中金）	令和2年3月19日より制度適用開始

特別利子補給制度

特別利子補給制度とは、日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付若しくは商工組合中央金庫による危機対応融資により借入を行った中小企業者等の内、特に影響の大きい個人事業主、売上が急減した事業者等に対して、利子補給を行う支援制度です。

適用対象者	日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付若しくは商工中金による危機対応融資により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし 小規模事業者（法人事業者）：売上高 15%減少 中小企業者（上記、を除く事業者）：売上高 20%減少	
小規模要件	製造業、建設業、運輸業、その他業種	従業員 20 名以下
	卸売業、小売業、サービス業は従業員	従業員 5 名以下
対象期間	借入後当初 3 年間	
補給対象上限	日本政策金融公庫	中小企業事業 1 億円、国民生活事業 3,000 万円
	商工組合中央金庫	1 億円

（２）セーフティネット保証の発動

セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度で、地域を指定して保証する 4 号と業種を指定して保証する 5 号の 2 種類の支援制度があります。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、資金繰り支援措置として、4 号の対象地域を 47 都道府県全域とし、5 号の対象業種について旅館・ホテル、食堂、レストラン、フィットネスクラブなど 40 業種の追加指定を行うことを決定しました。

この措置により、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

	セーフティネット保証 4 号	セーフティネット保証 5 号
要件 (売上高)	前年同期比 20%以上減少	前年同期比 5%以上減少
保証割合	100%	80%
新型コロナウイルス感染症に関する追加支援策	対象地域を 47 都道府県全域とする	新型コロナウイルス感染症により特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など 40 業種を緊急的に追加指定 新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している 2 月以降で、直近 3 ヶ月の売上高が算出可能となるまでの間は、直近 1 ヶ月の売上高等とその後の 2 ヶ月間の売上高等見込みを含む 3 ヶ月間の売上高等の減少でも可能とする時限的な運用緩和を行う

（３）セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは、日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模事業者の経営に支障が生じる可能性を踏まえて、日本政策金融公庫が新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を開設し、セーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象が今後の影響が懸念される事業者にまで拡大されました。

資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	中小企業事業 7.2 億円、国民生活事業 4,800 万円
返済期間	設備資金 15 年以内、運転資金 8 年以内
据置期間	設備・運転共に据置期間 3 年以内
金利	基準金利：中小事業 1.11%、国民事業 1.91%
感染症に関する特例措置	セーフティネット貸付の要件を緩和し、売上が 5% 以上減少といった数値要件に拘わらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象とする

(4) 衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは、日本政策金融公庫が、感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別貸付制度です。

過去には、BSE や鳥インフルエンザ関連などで発動されています。

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店事業者、喫茶店事業者及び旅館業を営む者
資金使途	経営を安定させるために必要な運転資金
貸付限度額	飲食店営業及び喫茶店営業は別枠 1,000 万円、旅館業は別枠 3,000 万円
貸付期間	7 年以内
据置期間	2 年以内
貸付利率	基準利率 1.91% (振興計画に基づく事業を実施者については、基準利率 0.9%)
取扱期間	令和 2 年 2 月 21 日から令和 2 年 8 月 31 日まで

【コロナ対策融資制度の比較】

	対象業種	保証協会保証	売上減少要件	融資限度額・保証額等
新型コロナウイルス感染症特別貸付・危機対応融資	制限なし	無し	5% 以上	(公庫) 中小事業 3 億円 (公庫) 国民事業 6,000 万円 商工中金 3 億円 別途、特別利子補給制度の適用により無利子融資が可
セーフティネット 4 号	制限なし	有り (100%)	20% 以上	一般保証と別枠で 2 億 8,000 万円以内
セーフティネット 5 号	40 業種に限定	有り (80%)	5% 以上	4 号と 5 号は併用可能であるが、上限は同枠内
セーフティネット貸付	制限なし	無し	制限なし	4,800 万円
衛生環境激変対策	飲食業・旅館業	無し	10% 以上	飲食業 1,000 万円 旅館業 3,000 万円

上記以外にも、納税猶予や生産性革命推進事業、下請取引配慮要請など、各省庁・道府県・市町村による支援策が講じられています。詳細は下記ホームページをご参照下さい。

経済産業省 HP : <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

厚生労働省 HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

日本政策金融公庫 HP : https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html

J - N e t 2 1 HP : <https://j-net21.smri.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>



まだまだ、予断を許さない状況が続いておりますが、一刻も早い終息を願うところであります。

参考：経済産業省・厚生労働省HP、経済産業省 支援策パンフレット
(監査部 4 課)

． 中小企業も他人事ではない!? 電子申告・申請の義務化

1 . 電子申告の義務化 (法人税等)

平成 30 年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人(大法人)が行う法人税等の申告は、電子申告により提出しなければならないこととされました。

【電子申告義務化の具体的な内容】

項 目	内 容
対象税目	法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、住民法人税、法人事業税などの納税申告書
対象法人の範囲	1 . 法人税及び地方法人税 内国法人のうち、事業年度開始の時ににおいて資本金の額が 1 億円を超える法人 相互会社、投資法人及び特定目的会社 2 . 消費税及び地方消費税 1 . に掲げる法人に加え、国・地方公共団体
対象手続	確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書
対象書類	申告書に添付すべきとされている書類の全て
適用日	令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 3 月決算法人は、令和 2 年 11 月 30 日提出期限となる法人税の中間申告より義務化となります。

法人税では、令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度に電子申告の義務化が適用され、消費税は 2020 年 4 月 1 日以後開始課税期間に適用となります。

消費税では、決算期にかかわらず同日以後開始課税期間に適用され、課税期間の短縮特例を選択している場合、同日より前に開始した事業年開始日の資本金によって、義務化対象法人かを判定することもあります。

【電子申告義務化の注意点】

- 1 . 資本金の額等が 1 億円超である大法人の判定時期は、事業年度開始の時になります。
- 2 . 電子申告義務化の対象法人に該当した場合には義務化の対象となる事業年度開始の日から 1 ケ月以内に所轄税務署長に「e-Tax による申告の特例に係る届出書」を提出しなければなりません。既に電子申告に対応している法人であっても届出を提出する必要があります。
- 3 . 義務化の対象となる書類には、「申告書に添付すべきものとされている書類の全て」となっておりますので、例えば、法人税における財務諸表、勘定科目内訳明細書、消費税の申告書付表なども対象になります。

4. 電子申告義務化の対象となる法人が、電子申告により法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。(2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。)

なお、電子申告の義務化にあたって、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるような環境整備が進められます。国税庁においては、利便性の向上に向けた施策として全16施策が令和2年4月までに順次実施されています。この利便性向上施策は電子申告が義務化されない中小法人等にも適用となります。詳細は下記ホームページをご参照下さい。

国税庁HP：<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/gimuka.htm>

2. 電子申請の義務化（社保労保）

上記、大法人が行う法人税等の電子申告義務化に加え、同じく令和2年4月より令和2年4月以降に開始される事業年度の特定法人の事業所（大法人）が社会保険・労働保険に関する一部の手続きを行う場合には、必ず電子申請で行うこととなりました。

特定法人とは、法人税等の電子申告義務化対象法人の範囲と同様です。



【一部の手続きとは】

健康保険・厚生年金保険	被保険者報酬月額算定基礎届・被保険者報酬月額変更届 被保険者賞与支払届
労働保険	継続事業（一括有期事業を含む）を行う事業主が提出する以下の申告書 ・年度更新に関する申告書 （概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書） ・増加概算保険料申告書
雇用保険	被保険者資格取得届・被保険者資格喪失届・被保険者転勤届 高年齢雇用継続給付支給申請・育児休業給付支給申請

社会保険労務士や社会保険労務士法人が対象となる特定の法人に代わって手続きを行う場合も電子申請での対応が必要となります。

ただし、以下に該当する場合には、電子申請によらない方法により届出が可能です。

- ・電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
- ・労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中で保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合

詳細についての問い合わせ先

- ・健康保険（協会けんぽ管掌の事業所に限る）、厚生年金保険に関する手続は年金事務所
- ・労働保険に関する手続は事業所の所在地を管轄する労働局
- ・雇用保険の被保険者に関する手続はハローワーク又は都道府県労働局雇用保険電子申請事務センター

今回の義務化は大企業を対象としたものですが、中小企業についても、将来的に電子での申告・申請の義務化が実現されることが前提とされており、中小企業も他人事ではありません。

電子申告・申請義務化の開始に向けて、早めに準備態勢を整えましょう。

（監査部4課）



【会社法シリーズ】 株主総会の重要性

～ 議事録だけで済ませていませんか？～

会社法で株主総会の開催が定められている（会 296）にも関わらず、実際には開催せず議事録の作成のみとしている会社はとて多いです。日本企業の 99%は中小企業であり、少人数経営や家族・親族等の同族関係者での経営となると、「総会は大企業がやるものだ。うちは小さい会社だから関係ないだろう。」等の誤解や、「わざわざ開催するのは面倒」「身内だけなので」などの理由により、総会が省略されてしまうようです。

しかし、株主総会を実際に開催しなかったがゆえに、恐ろしい事態に陥った事例がありましたので記事より一部抜粋しご紹介します。

「架空の株主総会に基づく損金算入は重加算税の対象か」

（引用：「納税通信」2020年1月20日）

A社は取締役Bの辞任に伴い役員退職給与を支払い、その金額を損金の額に算入しました。A社は役員退職給与について、定款に「株主総会の決議をもって定める」と記し、さらに役員退職給与規定では「株主総会の委任に基づき取締役会で決定する」としており、損金にするには、株主総会と取締役会の開催が必要でした...（中略）...A社が総会を開催していないと税務署が判断したのは、A社の経営管理部長から株主に宛てたメールに、「Bは取締役副社長を退任しています。つきましては、当社として、臨時株主総会で役員退職給与を支給することを決議したことの証明書類が必要です。貴社でこの取り扱いを了承していただけますと、全株主総意としての議事録を作成します。」という旨の記載があったためです。

株主を集めて総会を開いたわけではないに、株主の承諾を受けて議事録だけを作成しようとしたことがうかがえる記載内容でした。この処理は、役員退職給与を損金に算入するための要件を満たしていないとして全額を否認されるとともに、開催されていない株主総会の議事録を作ったことは事実の仮装に当たるとして、重加算税を賦課する処分が下されました。

（以上、抜粋内容）

A社は株主全員に同意を取り付け、株主の意思確認をした「確認書」も証拠として提出しましたが、税務署は認めませんでした。A社の場合はメールのやりとりで発覚されましたが、思わぬところで指摘される恐れがあります。また、株主からも後になって問題提起される可能性もあります。



実際に身近にあった例では、総会自体は開催したが開催日を偽った議事録を作成し、役員が明らかに海外出張の時期と重なっていたため指摘されたこともありました。事実と異なる議事録が問題となるケースはよくあるそうですのでご注意ください。

今回取り上げた記事のように後でトラブルとならないよう、重要な事項を決める場合は、特に議事録だけで済ませず、しっかりと総会を開くことが大切です。ポイントを押さえれば、株主総会は簡単にできます。今後、株主総会に関することを取り上げて参りますのでご参照ください。

（総務部）

新入職員の紹介



おの まさお
小野 正雄
(監査部第 1 課所属)

昨年 7 月に入所しました小野正雄です。
Uターン移住で四半世紀ぶりに信州に戻ることができました。満員の通勤電車から解放され、おいしい野菜やお酒・温泉が身近にある環境を楽しんでいます。

地元の皆さまのお役に立てるよう努力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年 7 月に入所しました柏木瑞奈美です。
入所を機に軽井沢から生まれ育った小諸に戻りました。

最近はまだ伸び続ける己の身長に不安を感じていますが、身長ではなく事務所の一員として成長し 1 日も早くお客様の為に役に立てるよう努めて参ります。

どうぞよろしくお願いいたします。



かしわぎ みなみ
柏木 瑞奈美
(監査部第 2 課所属)



えんどう ひろゆき
遠藤 祐幸
(英和コンサルティング所属)

昨年 10 月 1 日付で入所しました遠藤祐幸です。
(株)英和コンサルティングに所属し、中小企業診断士として M & A の F A 業務、事業計画策定中心に経営コンサルタント業務を行っています。

前職は地元地銀に 29 年間勤務しておりました。お役に立てる経営コンサルタントとして鋭意活動して参ります。よろしくお願いいたします。



事務所カレンダー



4月	1日(水)	会議・研修日
	16日(木)	所得税・消費税・贈与税 申告・納付期限
	28日(土)	会議日
5月	9日(土)	営業日
	15日(金)	所得税振替日(個人振替納税者)
	16日(土)	営業日
	19日(火)	消費税振替日(個人振替納税者)
6月	2日(火)	会議・研修日
	10日(水)	住民税納期特例納付期限(12月～翌年5月分)
7月	1日(水)	会議・研修日
	10日(金)	・労働保険料納付期限
		・源泉税納期特例納付期限(1月～6月分)
		・算定基礎届提出期限
	18日(土)	営業日
31日(金)	会議・研修日	

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が 令和2年4月16日(木)まで延長されました！

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日(木)まで延長することとされました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長されています。

【申告・納付期限】

	従来	延長後
申告所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月16日(木)
贈与税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)

【振替納付日】

	従来	延長後
申告所得税	令和2年4月21日(火)	令和2年5月15日(金)
個人事業者の消費税	令和2年4月23日(木)	令和2年5月19日(火)

口座引落日（振替日）及び預貯金残高の確認を！

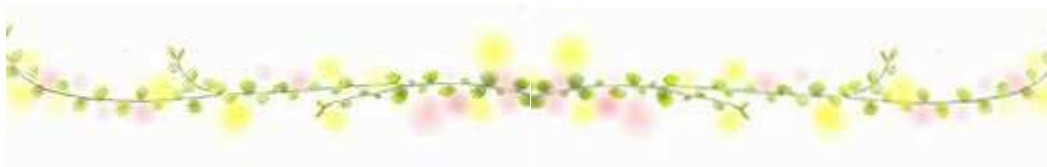
個人事業者・個人の確定申告で振替納税（所得税・消費税）を行っている方は、例年と異なり5月に口座振替がありますので、振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

なお、振替納税による口座引き落としが出来なかった場合は、法定納期限の翌日から延滞税が発生しますので、預貯金残高や振替納税口座から他の公共料金等の引き落としがないか等を必ずご確認ください。また、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります。

毎日の朝礼	8:45~9:00
会議・研修日	・会議： 午前9:30 ~11:00頃まで ・研修： 午後1:00 ~ 4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。

なお、緊急の場合はお知らせください。



編集後記

確定申告時期を迎え、当事務所もバタバタしております。
新型コロナウイルス感染症の拡大で確定申告期限が延長するなど、例年と異なる対応に追われています。
個人的によく利用している図書館も3月上旬から貸出・返却のみの対応となり、他に行く場所の無い私は大きなショックを受けました(+o+)。
一刻も早い終息を願うばかりです・・・。

さて、今年には民法改正があり、この4月から施行されます。
なんと、120年ぶりの改正だそうです！
そこで、今月号は別冊特集号として民法改正について記事に致しました。
法律という難しい内容ですが、なるべく分かりやすくまとめさせていただきました。
企業実務にも係わる内容ですので、是非、ご一読頂ければと思います。

